

各 指 定 管 理 者 様

兵 庫 県 教 育 長

緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた
県立体育施設における取扱いの一部修正について（通知）

令和3年4月23日付け教体第1116号により県立体育施設の取扱いについて通知したところですが、政府の対処方針が正式に発表されたことに伴い、県の対処方針を下記のとおり一部修正します。

なお、県立体育施設における取扱いについては、遺漏のないようにお願いします。

記

1 使用制限内容

（別添 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 3 社会教育施設等（1）②体育施設）

(1) 屋内施設

- ・屋内施設（1,000 m²超）については、原則臨時休業とする。

ただし、中体連、高体連等の公式戦（全国大会につながる公式戦）については、教育活動の一環であり、教育活動は制限をしながらでも実施しているため、屋内施設（県立都市公園内の施設を含む）については、感染防止対策を徹底した上で、無観客での利用は可とする。

- ・屋内施設（1,000 m²以下）については、入場整理を行うとともに、営業時間を20時までとする。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

(2) 屋外施設

- ・屋外施設については、感染防止対策を徹底し、無観客での利用とする。

また、入場整理を行うとともに、営業時間を20時までとする。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

2 実施期間

4月25日（日）から5月11日（火）

【感染防止対策】

- ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限による取扱い」を徹底する。
- ・来館者多数の場合の入場制限を行う。
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場を禁止する。
- ・発熱チェックを行う。
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置を行う。
- ・利用者間の一定の距離の確保する（最低2 m）。
- ・密閉・密集・密接状態の回避する（休憩時間・回数増・換気など）。
- ・入館者の氏名・連絡先等を把握する。
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録を呼びかける。等